

平成25年度第1回福島県防災会議原子力防災部会議事録

- 1 会議名 平成25年度第1回福島県防災会議原子力防災部会
- 2 日時 平成25年11月25日(月) 13時30分～15時10分
- 3 場所 杉妻会館4階 牡丹の間
- 4 出席委員 25名(定員32名)

○司会

ただいまから、平成25年度第1回福島県防災会議原子力防災部会を開会いたします。部会長の内堀副知事が所用により欠席しておりますので、規定により、部会長より事前に代理者として指名を受けております長谷川生活環境部長より、御挨拶いたします。

○議長(長谷川委員、以下「議長」という。)

生活環境部長の長谷川でございます。冒頭に一言、御挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中、平成25年度第1回の福島県防災会議原子力防災部会に御出席を頂き誠にありがとうございます。また、皆様には、東日本大震災、原子力災害からの本県の復旧・復興に御尽力、御協力いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

さて、大震災から2年8ヶ月経過いたしました。未だ14万人を超える県民の方々が県内外に避難を余儀なくされております。また、東京電力第一原子力発電所においては、汚染された地下水の海への漏えいや地上タンクからの汚染水の漏えい、さらにはタンクエリアの雨水対策に係わるトラブルが発生するなど、依然厳しい状況が続いております。

これら喫緊の課題であります汚染水の問題に対応するため、国に対しては、事業者任せでなく国家の非常事態であるという認識のもと、国が前面に立ち責任を持って取り組むよう繰り返し求めるとともに、先月15日には、知事が現地調査を行い、東京電力の社長に対し事前のリスク管理を徹底することや、雨水対策を始め、再びトラブルが発生しないよう、全社を挙げてしっかり対応し結果を出すこと等を強く申し入れました。また、4号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し作業が先週18日から開始されました。県民の方々は不安をもって見ておられますことから、今月6日には、関係市町村の皆さんとの会議を、また庁内関係課の会議を開催いたしまして、作業の進め方、そして通報連絡体制についての情報共有を図るとともに、12日、19日、21日には廃炉安全監視協議会等による現地調査を行い、作業におけるリスク管理を徹底し、また実施状況を踏まえてリスクの再検証を行うなど、安全を最優先に慎重かつ万全の体制で進めるよう求めたところであり、明日、26日にも廃炉安全監視協議会による現地調査を行うことにしており、引き続き汚染水問題を始め廃炉に向けた取組を厳しく監視して参ります。これらに取り組む一方新たな原子力災害の発生に対する備えにつきましても、今回の経験等を踏まえ、防災体制を早急に確立するために、昨年度から地域防災計画の見直しを進めており、昨年度は、避難や屋内退避などの防護対策を重点的に講ずる区域を、これまでの6町から13市町村に暫定的に拡大いたしました。また、専用回線による通信連絡網や衛星携帯電話の整備拡充を行い、通信連絡体制の強化を図るとともに、国の指針を踏まえた避難、そして飲食物の摂取制限基準の設定や、円滑な緊急輸送のために個人線量計等の貸与などの支援策を盛り込むなど、この本部会議での御意見を踏まえまして、計画の見直しを図ってきてるとこ

ろであります。本日は、国の指針の改正を踏まえまして、緊急時モニタリングの実施体制につきましてワーキンググループで検討し、素案をまとめましたので、本日はそれらについて、御審議をお願いすることとしております。終わりに、本県の原子力防災対策の更なる充実を図るため、皆様方には引き続き御支援・御協力、そして本日は率直な御意見を賜りますようお願い申し上げます、この挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

○司会

次に、本日の部会への出席状況ですが、配布いたしました名簿のとおり、32名中7名欠席との報告を頂いております。また、オブザーバーといたしまして、原子力規制庁福島第一原子力規制事務所岳川原子力防災専門官、原子力規制庁福島地方放射線モニタリング対策官事務所高岡所長、相馬地方広域消防本部佐々木警防課長の3名が御参加されておりますので御報告いたします。次に、傍聴上の留意点について御説明いたします。会議中は静粛に傍聴願います。また、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードへの設定をお願いいたします。その他の注意事項につきましては、お手元に配布してございますので御確認の上、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。また本日の配付資料は、次第の下側に記載のとおりでございます。不足等ございましたら、事務局までお知らせ願います。それでは、議事に移ります。部会長代理として、長谷川福島県生活環境部長が議長を務めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。それでは、本日の審議でございますけれども、お手元の次第にありますとおり、原子力災害対策編の修正についてでございます。議事の(1)の見直しの進め方について、それから(2)対策編の修正素案について、まとめて説明を申し上げ、そして質疑等を行いたいと思っております。事務局のほうから計画の見直しを進めることについて説明をお願いいたします。

○事務局

私、事務局を務めております、県の原子力安全対策課長の渡辺と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは私のほうから議題の(1)見直しの進め方、それから議題の(2)計画の修正素案について御説明をさせていただきます。少し説明の時間を頂戴いたしますので、恐縮ですが座って御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず資料の1を御覧いただきたいと思っております。資料1では今回ステップ3といたしまして、その見直しの進め方でございますが、これの御説明をさせていただきます。地域防災計画、原子力災害対策編につきましては、地域防災計画の一般災害対策編、それから震災対策編と合わせまして、昨年度から見直しを進めているところでございます。これまでの見直しといたしましては、震災、それから原子力災害の経験、教訓を踏まえまして、初動対応の課題を中心といたしました修正を、ステップ1として昨年11月に行ったところでございます。その後、昨年10月末に策定されました、国の原子力災害対策指針を踏まえまして、それらを踏まえた見直しを、ステップ2として、本年3月末に修正を行ったところでございます。

具体的には資料1の(1)、(2)に記載してございますが、ステップ1といたしまし

では、防災対策を行う重点区域につきまして、双葉郡6町から暫定的に13市町村の全域に拡大させていただきました。その拡大に伴いまして、通報先の拡大、それから通信不通時には東京電力が連絡員の派遣を行うこと、さらにはそうした拡大をされました市町村等への衛星携帯電話の整備、それから通信手段の多重化、こういったものを規定したところでございます。

それからステップ2の見直しの内容といたしましては、PAZを各原発から5km範囲内、それからUPZを暫定重点区域、ただいま申し上げました13市町村に設定したところでございまして、また緊急時の初期対応基準にこれを3区分で、記載の括弧書きにありますような3区分で設定をいたしました。それから、放射線等実測値による防護対策基準、こういったものにつきましても、暫定ではありますが設定をさせていただく、このような見直しをこれまで行ってきたところでございます。これらの計画上での修正を踏まえまして、先ほど申し上げましたが、緊急時連絡網システム、あるいは衛星携帯電話、こういった通信体制を新たに区域となりました市町村に整備するとともに、それから原子力資機材、防災防護資機材といたしまして、サーベイメータ、個人被ばく線量計、防護服、保護マスクなどを整備してきているところでありまして、本年度につきましては、更に県の関係地方振興局、消防本部などに緊急時連絡網システムを整備するなど、通信連絡体制、それから資機材の充実に引き続き努めているところでございます。

続きまして、2のステップ3の進め方でございます。ステップ2に引き続きまして、原子力災害対策指針を踏まえた見直しを進めるものとしていたしまして、その中で今回は緊急時モニタリングの実施体制の見直しを行いたいというふうに考えてございます。この緊急時モニタリング体制につきましては、震災前、従来は原発立地道県が中心となっていくものとしておりましたが、今般の震災そして原子力災害の経験を踏まえ、一道県だけで対応が困難であるということから、国が各道県に緊急時モニタリングセンターを設置し、全体を統括した上で実施するということが示されたところでございます。

このため、県といたしましてはこの緊急時モニタリングセンターの設置について、国と連携という形をとりながら、モニタリングの実施体制につきましては、計画を修正するという事になって参ります。一方、モニタリングの具体的な実施方法、それからモニタリング地点の選定の考え方、こういった点につきましては、今後国のほうから具体のモニタリングの解説書といった形で標準的な方法が示される予定でございます。それらを踏まえた上で、国それから市町村の皆様と協議をしながら、私ども県のマニュアル、あるいはモニタリング測定地点の地図集などを策定して参りたいというふうに考えております。

次に裏面の2ページ目を御覧いただきたいと思っております。

地域防災計画、この原子力災害対策編の見直しにつきましては、当初の予定、左欄でございます。それからその旨変更、中欄、それから今回の変更案が一番右の欄にてございます。縦に御覧いただきたいと思っておりますが、当初、左の欄にありますように、大きくステップ1からステップ3までの3段階において進めようとしておりましたが、本年1月のステップ2の検討時におきまして、当初、中段ステップ2を御覧いただきますと、その際予定しておりました、緊急時モニタリング、これにつきましては、その時点で国の方針等が示されていなかったために、真ん中の欄のステップ3を御覧いただきますと、このステップ3で変更を行うということにしてございました。今般は、この真ん中のステップ3を見て

いただきますと、当初5項目について修正等を行うということでしたが、このうちの、本日は緊急時モニタリングについて検討課題とさせていただきたいと思います。他の項目につきましては、現在のところ、今のような国の方向性が示されていない等々のこともございまして、ステップ4で修正を行って参りたいというふうに考えてございます。

なお、表面にお戻りいただきますと、2の中段、「また」のところでございます。具体的には避難基準の本格設定、あるいはその重点区域の本格設定につきましては、本県におきましては他県と異なりまして、現在事故炉を有していること、それから周辺地域が広く汚染された状況にございまして、国が全国一律で策定しております、原子力災害対策指針をそのまま適用することができないというような事情がございまして、県におきましては国に対し、本県の実情を踏まえた指針の早期策定を強く求めてきたところでございますが、しかしながら、現在のところ、こうした本県の実情を踏まえた指針が策定されておらず、この段階でステップ3でのこの防災計画への反映が困難であることから、今申し上げましたように、ステップ4に変更をさせていただきたいということでございます。なお、県といたしましては、こういった要望する指針が策定する間におきましても、防災対策の空白は許されないというふうに考えてございますので、ステップ1及び2で暫定的に重点区域や避難等の基準を設定して対応したということをお理解いただければと思います。

次に、そのSPEEDIの予測結果の活用の部分でございますが、先ほど項目の中に入っておりますが、県といたしましてはステップ1の段階で、このSPEEDIにつきましては、予測結果それからモニタリング結果を、市町村、そして関係機関の皆様へ情報提供し、共有すること、また公表すること等を規定したところでございます。更にこのSPEEDIをモニタリングや防護対策等に具体的にどのように活用するかにつきましては、現在国において検討をされているところでありますので、それを踏まえた上で計画に詳細に記載をしていきたいというふうに考えてございます。県といたしましては、緊急時モニタリングの範囲、あるいはモニタリング地点の検討において活用すること、あるいは避難、屋内退避などの防護対策を行う上でも、このSPEEDIの予測結果を踏まえた検討を行うことなどを考えておりますが、今申し上げましたような今後の検討状況も踏まえた上で、具体的にステップ4において定めることとさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に緊急被ばく医療等の詳細につきましては、後ほど担当の地域医療課のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、資料3ページ横版A4ですが、今申し上げましたスケジュール的なものをイメージ図に表したものでございます。本日11月25日にこの部会で御審議を頂いたのち、本日の意見を踏まえた修正を行いまして、それにつきまして、そのあとパブリックコメントを1ヶ月間ほど行う予定としてございます。また、県内の全市町村、それから関係機関の皆様の広く意見を求めたいというふうに考えてございます。その後、それら皆様からいただいた御意見を踏まえまして、修正を行いまして、次回1月に予定されております部会で、また審議を頂きたいと思っております。その際には、これらと併せまして法令改正等に伴います、時点修正も行いたいというふうに考えてございます。その後幹事会、それから来年2月に予定されております防災会議の本会議において、最終的に御審議を頂きたい、このようなスケジュールで進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

それでは、緊急被ばくの医療の件に関しましては、担当の地域医療課のほうから御説明させていただきます。

○事務局

地域医療課長の伊藤です。同じく座って説明させていただきます。

お手元の資料の横の資料、その裏を御覧いただきたいと思います。緊急被ばく医療に関する部分ということで、今回は安定ヨウ素剤の配布についてでございます。資料の1番、これまでの経過というところですが、原子力災害対策指針の改正ということが25年2月、及び6月になされました。その内容的には、いわゆるPAZなりにつきましては、住民等への事前配布、その際には医師の説明、それから副作用等の説明をする必要がある。それから、PAZ外のところにつきましては、自治体による事前の備蓄というところが示されております。ただいずれにしても、具体的にどういうことをどういうふうにするとか、その具体性がまだ不十分な状況でございました。

続けて、7月、10月にその配布、服用に関する解説書が国のほうから示されましたが、依然こちらについても副作用発生時の対応とか、説明医師の確保について不明確な部分がありましたし、いずれにしてもいわゆる全国統一と言いますか、画一的な決めの中で、福島県の特事情、いわゆる多くの方がまだまだ避難されているという実情、それから5km圏内ということがそれで福島県に当てはまるのかとか、そういうところを、具体的なところがまだ不明確な状況にあります。そういうところで、今回は先ほど話がありましたとおり、ステップ3での見直しを延期しまして、ステップ4で検討させていただきたいというところなんです。今のその理由なんです、今お話ししましたとおり、指針等に事前配布や服用の方法等について、一定の見解は示されておりますが、その中に福島県の特事情というところを汲んだ具体的な配布方法とか、実施可能な配布方法とか、そういうところがまだまだ不十分なところがございます。その点に関して、引き続き国とか被ばく医療の専門家等々十分協議していく必要があるということでございます。今後、更に協議、検討を進めていきまして、それには当然のこと、市町村の皆様方と十分に話し合いを持ち、それぞれの意向を確認しながら進めていきたいと思っております。

3番の今後のスケジュールでございます。そちらにつきましては、25年度、今年度中3月までに各市町村さん、そちらの御意見等踏まえながら国とのやりとりも十分行い、その上で対応案として持っていききたいと思います。それについては来年度、緊急被ばく医療協議会、それから本部会、そういうところ、それからパブリックコメント等々を踏まえまして、幹事会、防災会議にあげて形を作っていくと思います。そういうことで今回はステップ4において、検討を更に進めていくということで御理解いただきたいと思っております。以上です。

○事務局

それでは引き続きまして、私のほうから議題の2の部分になりますが、計画の修正素案、これの概要につきまして御説明をさせていただきます。それでは恐縮ですが、資料の2-3をまず御覧ください。資料の2-3でございます。A4版縦の資料になります。それでは説明をさせていただきます。

本日開催のこの部会に先立ちまして、10月25日に学識経験者の皆様、委員から成ります本部会のワーキンググループを開催させていただきました。このワーキンググループ

の中で、委員の皆様から、見直しにあたりましての技術的な事項等について御意見を頂きました。これらの御意見を踏まえまして、今回、修正の素案を作成させていただいております。それでは、その際の御意見の主なものをいくつか御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、資料の中程の表にございますが、(1)のまずモニタリング体制等についてというところでございますが、「ア」では、国が体制等を明確に示していない中で、県はどのように決めていくのか、それを明確にすべきではないかとの御意見を頂戴いたしました。

県といたしましては、国が先日鹿児島県で実施いたしました、原子力総合防災訓練、そうした新たな体制や、原子力規制委員会の初動マニュアル、それから防災基本計画、これらを参考といたしまして、基本フレームとなるものを検討しているところでございますが、今後、国が解説書を示すというふうにされてございます。そうしたものを踏まえまして、必要な内容について、その検討状況とあわせ、県のマニュアル等にしっかりと反映してもらいたいというふうに考えてございます。

次に、「イ」の、複合災害時のモニタリングをどのようにするのかという御指摘がございました。これにつきましては、今般の災害の大きな問題点でありました。例えば現在、そして今後整備を進めていくモニタリングポストがございまして、こうしたモニタリングポストにつきましては、太陽電池等の代替電源を持たせること、あるいはそのデータの通信手段についても、複数を持たせることで、そのモニタリング体制を機械化していきたいというふうに考えてございます。また、道路が損壊するなどして、十分なモニタリング活動ができない場合には、航空機によるモニタリング、こうしたものを早期に実施するなどして、現状状況を早期に把握することをモニタリング計画等に反映していきたいというふうに考えてございます。

それから裏面を御覧いただきたいと思います。「カ」のモニタリング実施計画、これは国が策定するとございますが、現地を熟知している県が中心となるのが効率的ではないかというような御指摘を頂戴いたしました。緊急時モニタリングにつきましては、県が全般的な事項を定めました緊急時モニタリング実施計画、これを策定いたしまして、国が事故状況等を踏まえまして、具体的な測定地点や測定項目を、緊急時モニタリング実施計画に定めるというふうに、2段階の計画となつてございますが、やはり御指摘のとおり、具体的な計測地点等になりますと、地元であります県、それから市町村の皆様方のほうが当然のことながら詳しく、より実践的な計画が作れるというようなことがございまして、御指摘のとおり、しっかりと関与していく必要があるというふうに考えてございます。そのため、緊急時モニタリング計画の策定段階から、実施計画をイメージしつつ進めることが大切になりますので、国と十分協議しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、「キ」の他自治体、大学、それから関係機関、それらの方の応援要員にどのような役割をお願いすべきか、それを整理すべきではないかというような御意見を頂戴いたしました。これにつきましては、今般の震災時の緊急時モニタリングにおきましても、北海道、愛媛県、佐賀県等々を始めとします道府県、さらに京都大学、あるいは研究分析機関等、多くの要員の派遣を頂戴したところでございます。

派遣の形態は様々でございました。モニタリング車両や資機材とともにチームとして派

遣されたところ、それから県のチーム内に要員として入られたところ、様々でございましたが、やはりこれらの支援を効率よく活用するためにも、事前に検討しておくことが必要であるというふうに考えてございますので、これをモニタリング計画の中でしっかり反映して参りたいというふうに考えてございます。

次に、(2)の緊急時モニタリングセンター、いわゆるEMCにつきましては、今般の経験を踏まえ、国が設置することとされます緊急時モニタリングの拠点となります。本件におきましては、今後、南相馬市、それから楡葉町に整備いたします、オフサイトセンター、この2つの施設にそれぞれ設置することを現在考えておりますが、この(2)の「ア」の御意見では、福島第一と第二が同時発災した場合の対応について検討しておく必要があるというような御意見を頂戴いたしました。これにつきましては、オフサイトセンターの供用開始を見据え、その運営方法と合わせましてこれもしっかり設置いたします国の方と協議を進めていく必要があるというふうに考えてございます。

次に、「ウ」の緊急時モニタリングにおきましては、複数の組織・機関、分析機関が関わるため、指令命令系統の明確化、あるいは指示を出すリーダーのスキル向上が重要であるという御指摘を頂きました。これは、実効性を高める上で非常に重要な御指摘であると考えてございます。今回の見直しにおきましては、緊急時モニタリングのエリアを広域化することとしておりまして、モニタリングの拠点を一つに集約するというのではなく、各機関に分散させる形をとりたいと考えておりますが、そのためにはそれぞれの機関の連携、意思疎通が非常に重要となります。このため、研修、あるいは実践的な訓練を定期的に行うなどによる連携の確立、それから要員の技能向上、こういったものを図っていくように努めて参りたいと考えてございます。

次に、一番下かこの「その他」でございますが、これは後ほども改めて御説明させていただきますが、緊急時モニタリングの結果は避難、あるいは摂取制限等の防護対策を判断する重要なデータでございます。しかしながら現在、食品衛生法の基準により行っております出荷制限、それと緊急時に実施される制限の基準値が異なっているというような現状でございます、混乱を招く恐れが指摘されているところでございます。これについては、法令に基づく制限となっておりますので、これにつきましても、法の協議、国との協議をいたしながら、しっかり示すように求めて参りたいということでございます。

以上が、ワーキンググループにおいて、頂いた主な御意見であります。修正素案の取りまとめにおいて、こうしたワーキンググループでの御意見も踏まえて、作成をしたところでございます。それでは、これも念頭においていただきながら、引き続き修正素案の概要について御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の2-1を御覧ください。A3版横資料になります。

今回修正ステップ3につきましては、これまで申し上げてきたとおり今回ステップ3といたしまして、緊急時モニタリングについて修正を行いたいというふうに考えております。修正の項目といたしましては、まず、1の(1)でございますが、先ほど国が設置する緊急時モニタリングセンターということをお話をいたしました、このセンターにつきましては、その設置に対しまして協力を行うということでございます。この緊急時モニタリングセンターといえますのは、常設の箱物施設ということではなくて、緊急時に設置される組織体制を意味してございますが、国は緊急事態となった場合に原子力施設、これの立地

地域にこの組織体制を設置するということになります。その際、円滑な実施・連携を図るためには当然のことながら、あらかじめどこに置くのか、それから誰がそれをリードしていくのか、それからどういったメンバーなのか、これをあらかじめ決めておくということが当然のことながら必要になります。そのため「ア」の設置場所につきましては、その役割からオフサイトセンター、あるいはその道県の放射線モニタリング機関、本県でいうところの原子力センターになりますが、県といたしましては震災当時、オフサイトセンター、原子力センターとも大熊町にございました。現在はそれぞれ県の自治会館、それから福島市の笹木野の方に移転をしております。いずれも、緊急時モニタリングセンターの組織体制を収容する物理的なスペースが非常に厳しい状況にございますので、当面は県自治会館での会議室を利用するなどして、緊急時には活動スペースを確保したいと考えております。自治会館には現在でも県の災害対策本部、それからオフサイトセンターが入居していることから、連携を図る上でも現時点では最適であるというふうに考えてございます。その後につきましては、先ほど申し上げましたオフサイトセンター2ヶ所、南相馬市それから檜葉町に設置する予定でおります。こちらのオフサイトセンター2ヶ所に設置したいというふうに考えてございますが、これらにつきましては、現在基本設計を進めている段階でございますが、平成27年度内には完成する予定でございまして、供用開始後はこの緊急モニタリングセンターとしての機能は、これらのオフサイトセンターに設置したいというふうに考えてございます。それからセンターの機能、「イ」でございますが、センターの機能につきましては、この実際の緊急時のモニタリングにつきましては、国がその全体を統括すると、それから実施方針の策定あるいは緊急時モニタリング実施計画の策定、動員計画の策定等々を行うほか、国は海域及び空域のモニタリングを実施することとされてございます。県、それから市町村の皆さんにおかれましては、地域における知見、これを生かしまして陸上でのモニタリングが主な役割とされてございます。緊急時モニタリング計画の策定、それから重点区域内でのモニタリングという住民の身近なところでの安全確保、被ばく防護対策上極めて重要なモニタリングを行うという役割分担になってございます。また、東京電力、事業者ですが、事故情報に加えまして放出源情報をこのセンターに的確に提供する。それから、自らは敷地内の放射線モニタリングに加えまして、このたびの原子力災害の経験を踏まえまして、本県では、施設周辺地域のモニタリングもこの事業者が行う、そのようなこととしてございます。またこのセンターに集約されたデータにつきましては、これまでオフサイトセンターの放射線班に報告するというふうにされておりましたが、当時オフサイトセンターが十分に機能しなかった、そうした経験を踏まえまして、国の原子力災害対策本部に直接報告するというふうになってございます。今の直接ですね、報告するというようなイメージは、右側の黄色と緑の組織図がございまして、下の緊急時モニタリングセンターから国の原子力災害対策本部、上にございまして、そちらに情報が提供される、報告するというふうにされてございます。

続きまして、「ウ」のセンターの構成でございまして、構成の機関といたしまして、要員は国、それから県市町村と地方公共団体それから事業者、それからJAEA、それからNIRS、放射線医学総合研究所など、指定の公共機関から構成されるというふうにされてございまして、なお、センター長につきましては原子力規制庁から派遣されるというふうに、その方が指揮をされるということでございます。なお、このセンター長が到着する

までの間、時間がかかる場合もございますので、その際にはモニタリング機関の長が代行するということが想定されておりまして、本県に当てはめますと原子力センターの所長がこの代行者ということになります。もう一度その組織図の右側を御覧いただきますと、今申し上げましたようなところが記載されてございますが、このセンターの中、構成といたしましては、それぞれグループといたしまして企画調整、それから情報収集管理、それから測定分析、そうした3グループから構成されておりまして、それぞれにグループ長がおかれると。それから、ここにはちょっと記載してございませんがセンター長を補佐する職員が4名置かれるというような状況になってございます。このあたりにつきましては参考資料の4を御覧いただきたいと思っております。

お開きいただきますと、3ページになりますけども、お開き頂きますと項目2番のセンターの組織図、体制図になります。現在、県の現地本部におかれております体制が左側、それから改定案、ここから改定が右側に記載してございます。現在緊急時のモニタリング班長は、県の原子力センター所長となっております。それから副班長につきましては当センターの次長、その下に4つのチームがおかれまして、測定チームと試料採取チームには実働のグループが配置されているというような状況でございます。今般の右側の改定案につきましては、センター長の下に先ほど申し上げました補佐が4名、それからその下に3つのグループというふうに設置される予定となっております。ここまでが標準的な形となりますが、本県につきましては現在の実情を踏まえまして、この測定分析グループの下にさらに4つのチーム、これを設置したいというふうに考えてございます。この4つのチームの役割等々につきましてはまた改めて後ほど説明をさせていただきたいと思っております。こういった組織体制を現在考えているところでございます。

それでは、恐縮ですが先ほどの資料の2-1にお戻りを頂きたいと思っております。

右上の図におきまして上の小さな四角、先ほども申し上げました、これは中央の組織、いわゆる原子力災害対策本部、国の本部になりますが、原子力災害対策本部の事務局、これにつきましては緊急時対応センター、ERCというところにおかれるようになってございます。ここが緊急時にモニタリングを行います実施計画策定、それから実際にモニタリングを行った結果、そうしたものの公表を担うということになってございます。現地におきましてはその下になりますが、これは県の自治会館に当面置くことを想定してございますが、このうち先ほど申し上げました企画調整、情報収集管理の2グループは、これにつきましては自治会館、ここに設置されるということを想定してございます。それから下側の測定分析グループでございますが、これにつきましては分析機関ということになりますので、県の原子力センターあるいは衛生研究所、それから農業総合センター、こうしたところに置くことを想定してるところでございます。先ほどの説明と重複しますが、新たなオフサイトセンターが2ヶ所供用された場合には、今ほど申し上げました県の自治会館内にあります黄色の箇所の部分につきましては、新たなオフサイトセンター、そちらの方に設置されるというふうに考えてございます。以上のように国が設置します緊急時モニタリングセンターを核といたしまして、今回のモニタリング体制を構築するものとしておりまして、それらの詳細について緊急時モニタリング計画に反映していくということとしてございます。

続きまして、同じ資料2-1の(2)を御覧ください。緊急時モニタリング対象区域の拡

大についてでございます。震災前、これまでにつきましては緊急時モニタリングの対象範囲は各原発から左側にありますようにこの黒い丸囲みになっておりますが、各原発から10km範囲内とされておりました。今回の事故を踏まえまして、実施されました緊急時モニタリングにつきましても3月の12日は10km範囲内、これを対象といたしましたが、その10kmまで影響が確認されたということもございまして、翌日からは30kmまで拡大して実施し、現在に至っているというような状況でございます。今回の計画見直しのステップ1におきまして、重点区域を従来の10km範囲から、実際に防護措置が講じられました13市町村全域に拡大したというふうに御説明いたしました。当然のことながら緊急時モニタリングの対象区域はこの13市町村の全域というふうに考えてございます。この地域において、それが右側の黄色い部分になりますが、この地域におきまして避難や屋内退避、さらに摂取制限などの防護対策を判断する為の緊急時モニタリング活動を行うこととなります。さらに、皆様御承知のとおり放射性物質の影響はこの範囲を大きく超えて県内全域に広がっております。このため、この緊急時モニタリングにつきましては県内全域、この水色の部分となってきますが、県内全域にも対象といたしたいというふうに考えております。今の地図でございますが、避難等の防護対策のためのモニタリングは、黄色の13市町村で実施、他の46市町村、水色の市町村におきましては緊急時において空間線量率、こうしたものの把握をはじめ、飲食物の摂取制限、農林水産物の出荷制限、そうしたものを判断するためのモニタリングを実施する必要があるというふうに考えてございます。そういった区分けになります。

続きまして、裏面を御覧いただきたいと思っております。

(3)の緊急モニタリング実施体制の拡充でございます。「ア」の実施体制の拡大、これにつきましては、緊急時モニタリングがこれまでの10km範囲から大きく対象区域を拡大することといたしますことから、これまでの体制では要員も含めまして対応が困難であるということで、体制を大きく拡大する必要があります。それから、モニタリングを開始するあるいは結果を出すまでのスピード、それから時間につきましても、従来は、原子力発電所の事故から例えばベントによる放出に至るまでにモニタリング活動を準備するための時間があるというふうに想定されてきたところでございますが、今般の原子力災害では皆様御承知の通り、そのような時間的な余裕がございませんでした。このため、対象範囲の広域化、それから実施の迅速化のためには、実施体制の拡大を図る必要があります。原子力災害を踏まえまして県におきましては、保健福祉部、それから農林水産部、商工労働部、あるいは水道事業者に放射線モニタリングの測定分析体制というものが構築されたところでございまして、緊急時モニタリングにおきましては避難等のための空間線量率の把握に加えまして、飲料水、それから農林畜産物の摂取制限の判断を行う必要があることから、保健福祉部におきまして市町村、あるいは水道業者と連携して構築しております飲料水、これは水道水、井戸水を含めてございますが、そうした飲料水の分析体制、あるいは農林水産部で構築しております農林畜産物の分析体制、これらを緊急時においても活用して参りたいと考えてございます。それから、県内全域に広がります空間線量率等の測定につきましては、やはり、迅速に実施するという観点が非常に重要でございますので、これにつきましては、国・県に加えまして各市町村の皆様におかれましても、役割をお願いしたいというふうに考えてございまして、緊急時モニタリングセンターからの指示に基

づき、モニタリングを実施、そして報告というものをお願いしたいというふうに考えてございます。それからなお、空間線量率の把握につきましては、先ほども申し上げましたように、現在はモニタリングポストあるいはリアルタイム線量計、こういった自動連続測定装置が県内に広く設置されておりますので、できる限り緊急時においてもそれらを活用するということをまず考えてございます。原子力災害後に京都大学とともに開発しました、自動車走行サーベイシステムKURAMA、こういったものもでございます。こうしたものの活用によりできるだけ要員の省力化、あるいは測定の合理化等々を図って参りたいというふうに考えてございます。また、複合災害で道路が損壊するなどした場合には、やはりそうした車での移動測定あるいは要員による移動測定は困難ということもございまして、これも航空機によるモニタリングを早期に実施する、それによって状況を把握するというに努めて参りたいというふうに考えてございます。

次に「イ」の機関単位でのモニタリングについてでございますが、拡大した実施体制のもと、緊急時モニタリングを迅速に実施するため、従来、要員につきましては一旦、震災前ですけれども、その大熊町にありました原子力センターに参集し指示を受けて班体制を構築、そして活動、測定分析を行うということとされてございましたが、今後につきましては、この緊急時モニタリングセンターに参集いたしますのは、原則として企画調整グループ、それから情報収集管理グループ、これら2つのグループの要員といたしまして、実際のその測定分析グループにつきましては、このセンターからの指示を受けましてそれぞれの分析機関を中心として活動するという事で、実際の活動開始するまでの時間の短縮、あるいは結果が出るまでの時間の短縮、そうした迅速化を図るというようなことで、メリットを出して参りたいというふうに考えてございます。

それらのイメージが、その中ほどにありますイメージ図、ポンチ絵になってございます。中程の茶色い建物、これがセンターでございますが、ここに2つのグループが入ります。ここから各機関に対してモニタリング実施の指示をし、それから右上、飲料水のモニタリング、それからここにつきましては先ほど申し上げました保健福祉部等を中心に測定分析を行われると。それが情報としてセンターに集約されると。下側、農林水産物、これも同様でございます。それから右側の中欄になりますが、これにつきましては空間線量率を中心とした測定につきましては、指示を受けて測定結果報告をするというようなものとなっております。今後こうしたものにつきまして指揮命令、それから連携の問題、それから分析の精度管理、そうしたものを十分検討しながらモニタリング計画に具体的に反映して参りたいというふうに考えてございます。

続きまして(4)の緊急モニタリング実施にあたっての課題でございますが、本県内では特に原子力発電所周辺から北西地域にわたりまして地表面に沈着しました放射性物質、これにより空間線量率が震災前より高くなっているという現状でございます。このため、国が原子力災害対策指針で設定いたしました避難等の基準、即時避難、これにつきましては $500\mu\text{Sv/h}$ 、それから一時移転の $20\mu\text{Sv/h}$ 、こういった指針で想定されている数値がそのままその地域に適用できるのか、あるいは飲料水、農林畜産物、これについては指針による制限値、それから先ほど申し上げました食品衛生法に基づく制限値、これが大きく異なっているというような現状にもございます。こうした判断基準が大きく変わるというような、それから現状に合わせて行わなくてはいけない、そういった考え

ございますので、やはり現場、県民に大きな混乱をもたらす懸念があるということも想定されます。そのため県といたしましては、暫定的放射線セシウムにつきましては食品衛生法の基準、これを設定するものとしたしまして、国に対しましては本県の実情を踏まえた指針の策定・改定、それから法との整合性、そうしたものを求めていきたいと考えてございます。

それでは最後に右側を御覧いただきたいと思います。その他でございますが、その他につきましては防災基本計画、それから災害対策基本法が現在改正が行われておりますので、こうしたものとの整合性を図りつつ修正するというところで、次回の部会に提出する修正案に反映して参りたいというふうに考えてございます。

最後になります、大きな2番。今後の見直しの進め方についてです。先ほどスケジュールのところでも申し上げましたが、重点区域の本格設定につきましては、これについては引き続き次回以降での検討とさせていただきます、それらの本県での実施を踏まえた指針の速やかな策定、これについて求めながら計画の修正と検討を行って参りたいと考えてございます。それからオフサイトセンターの運営方法の検討でございますが、これにつきましては現在、自治会館内に設置されております暫定のオフサイトセンターが、現在事故の応急対策、それから事後対策を行っているというような現状でございます。今後新たに2ヶ所整備しますオフサイトセンターの供用に合わせまして、移転するというふうに先ほど申し上げましたが、その際の県、市町村、関係機関の参集体制、役割分担、これらにつきまして検討していくということになります。また、そのオフサイトセンターを第一、第二、それぞれの原発に設置することから、先ほど委員の方から御指摘を頂いておりましたように、この2つの原発が同時に発災した場合についてどのように体制をとるか、そうしたものについても検討していく必要があると考えておまして、これは国を始め市町村の皆様と協議を重ねながら検討して参りたいというふうに考えてございます。それから安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄の体制構築につきましては、先ほど地域医療課長の方から説明があったとおりでございます。

以上、長くなりましたが議題の(1)それから(2)、これを合わせて御説明させていただきましたので、御審議のほうよろしく願いいたします。

○議長

それでは、委員の皆様から御質問等を頂きたいと思います。議事の2つについて説明がございました。まず1つ目、見直しの進め方につきまして、いかがでしょうか。

今回につきましては、緊急時モニタリング中心の見直しをさせていただくと、当初予定していたものについては、国の指針と具体的なものも含めまして、今後平行して検討しながら次回のステップ4でということでございます。それぞれできるだけ速やかに対応すべき問題でありますので、次のステップ4に確実に平行して検討を進めていく必要があるのだらうと思っております。

この点についていかがでございましょうか。そういったかたちで、今回ステップ3は進めていいでしょうか。

今回はそういったかたちで進めさせていただきます。

合わせまして今回のステップ3での見直しということで、緊急時のモニタリングについて資料2-1等で内容の御説明をさせていただきました。これにつきまして、皆様方から

御質問、御意見等をいただければと思います。

○片桐委員

原子力機構の片桐です。御説明いただきました、緊急時のモニタリングセンターの役割りにつきまして、原子力災害指針で基本的なものが示されていることと、現時点の福島県での現状を踏まえているなというふうに感じます。思い出してみますと、あの当時、国がもしくは県がそれぞれがモニタリングしなくてはいけなくて、それが一つの体制でそれがなかなかできなくなったというのが、今回の大きな柱となって見直されているわけですが、やはり、国が統括するという言葉だけでは前に進まないで、県民に情報を提供するという県の役割が当然あるかなと思いますので、国が今後、解説書等を示すというふうに言っているわけですが、福島県としては、今ある状況、これからの災害に対するリスクを考えたときに、どういう形で緊急時モニタリングをやっていくかで、国に対して示していく、一緒になって協議していくのが必要ではないかと思います。どうしてもこういう大きな枠組みを決めていく場合は、国がきめて、それに習ってというふうになってくるのですが、その中で、現場があって、実効性があるという考え方に基づいて、そのような形の提言を国に対し示していただければ、この計画が上手いものだと思います。ぜひよろしく願いたいと思います。質問ではなくお願いであります。

○事務局

御意見ありがとうございます。私ども、震災の経験、それを踏まえた上での実際に、実効性のある体制作りが非常に重要であると考えてございますので、先生がいま御意見いただきましたように、県として、モニタリングポストのある現状、それからモニタリング計測を行っている現状を十分含めまして、県としてこう考えていきたいと積極的に国の方には提供しながら、これらの計画の策定に向けて、体制におきまして、しっかりと協議して参りたいと思います。引続き、御指導、御意見をお願いできればと思います。よろしく願いたいと思います。

○館代理（いわき市）

いわき市でございますが、資料2-1の2番、今後の見直しの進め方について3点ほど願いたいと思います。

まず1点目。(1)でございます。重点区域等の本格設定でございますが、当市の場合、市域の真ん中を30キロのラインが通っておりまして、現在暫定では市全域ということで市一帯が暫定防災体制作りが可能な御配慮を頂いておりますが、本格設定におきましても、引き続き御配慮いただけますと大変ありがたいと思いますので、願いたいと思います。

2点目につきましては、安定ヨウ素剤等の緊急時被ばく医療の配布体制等につきまして、国の協議の上でできるだけ早く明確に、お示しいただければ、大変ありがたいと思っております。

3点目でございますが、当市の方で原子力の防災計画の策定にあたりまして、市内の医療機関の方と意見調整の機会などを設けておりまして、その際医療機関側からのお願いということでございますので、そのところでお示しいただければと。

避難計画では医療機関のとは個別に、搬送手段とかですね、搬送車両、そして受入先、それと個別に調整すると、現在定められておりますけれども、実際、各医療機関におきまして、各々がそういった手法を個別に検討し、進めていくのはかなり厳しいものがあると。

もし、可能であれば、マニュアル的なものをですね、医療機関さんはこういった形で、各自原子力の避難計画等を定められるとか。いってみればマニュアル的なものをお示しいただけますと各医療機関の方でも各個別の避難計画等、策定しやすいのではないかと。こういった御意見が、市内の意見交換会で出されましたので、この点につきましても御配慮いただければと存じます。

以上3点でございます。

○議長

それでは、事務局の方から。

○事務局

私の方から、1点目の重点区域等の本格設定についてですね、これにつきましては今後、国の指針等を踏まえた本格設定というように申し上げましたが、その設定にあたりましては、今頂きました御意見等を踏まえまして、十分その設定区域の市町村の皆さんと協議をしながら、今後のこういった重点区域の防護措置に支障のないようしっかりと協議して参りますので、引続きよろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、ヨウ素剤の件でお願いいたします。

○事務局

2点目の安定ヨウ素剤の配布体制という所ですが、御承知のとおり、まだまだ中身が煮詰まってないです。事前説明会をやって、お一人お一人配ったりとか、なかなか今現在の解説書等のやり方では、すごい時間がかかってしまうという状況があります。それを1つ1つ市町村さん方の御意見とか、関係機関、協力機関等の御意見を踏まえつつ国という、協議をこれから精力的に進めていきたいと思ひます。

3点目の医療機関における避難計画のマニュアル的なものですが、これにつきましても庁内関係各課と連携しながら、対応を図っていききたいと思ひます。

○議長

他に、御質問御意見ございましたら、お願いいたします。

○菅野裕之委員

県の保健福祉部でございます。緊急時モニタリングの対象域の拡大ということでございます。当部では現在、市町村の水道事業者さんと連携を保ちながら水道水等の検査体制を確立しておりますけれども、ずっと続けるとなりますと、本番の測定機器等が国の支援等々で引き続きできましたけれども、ずっと恒常的にランニングと考えて、いつ起きても、対応できるようにということで行くとすると、機器の補正なり、ランニング費用なりを、どのように維持確保していけばいいのかなど、不安に思っただけです。そのへんは制度的に、こういう財源で支援していくとかいうような見通しがあれば、お聞かせ願ひたい。

○議長

事務局、いかがですか。

○事務局

体制を継続していくための維持管理費などでございますが、規制庁などの国の方と協議する必要があるかと思ひますが、緊急時安全交付金等々の中で、対応ができないのかどうか、そういった点についても、今後受け入れる保健福祉部の方とも十分協議して参りたい

というふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長

モニタリングの財源の話になりますので、それぞれの機関でできるものについては、検討を進めていくようお願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

○山本代理（浪江町）

浪江町です。モニタリングポストの実施体制の中で市町村が空間線量の測定、緊急部隊とここにあるのですが、現在その避難指示が出ている自治体で、そういう要員が確保できるかということ、実際そういった事態になると、当然避難誘導とかそちらのほうに重点的にかかる必要があると思うんですけども、それで実際測定のモニタリングを、実施するにあたって、そういった要員が自治体でできるのかという不安がございます。

あと2点目なのですが、モニタリングポストを実際に活用するようになると、報告する際は、規制庁さんのものあれば、県さんのもの、各省とか各大学で設置したモニタリングポストとか、いろんなモニタリングポストがございまして、なかなかうちの方でも一元的に見ることができないような状況です。そして公表してるようなポストもあれば、公表してないポストもあるということで、県の方でそういったモニタリングポストの一元化というのができるか、お伺ひいたします。

今後の見直しの中で、安定ヨウ素剤の事前配布の関係でお伺ひしますが、実際避難自体については、ほとんどの町民が避難先に行っているということで、なかなか事前配布とか困難な状況にあると思いますが、今現在、4号機の燃料取出しが始まって非常にリスクのある作業が始まるということで、浪江町内でも、1日1500世帯程度ですかね、町内が立ち入っていますが、人数で見ますと3000人くらいなるんじゃないかと思っておりますけども、そういった方、一時滞在している方に対して、どういったヨウ素剤の配布をしたいのだろうか、悩んでいる状況でございまして、早い段階での、基準作りとかお願ひしたいと思っております。

○議長

事務局の方から、お願ひします。

○事務局

放射線監視室でございまして、最初の2つの御質問にお答えします。最初の要員が確保できないそういった場所があるといった問いでございまして基本的には、いま現在、避難されていらない、という部分につきましては、県あるいは国の方で中心になってサーベイ等行っていくと、その前段で、まずモニタリングポストやリアルタイム線量計などを十分活用しつつ、空いている地域については、人が実際に行ってサーベイするというところでございまして、基本的にはどうしても、いないというエリアにつきましては国なり県が中心に行なっていきたいという考えでございまして。

それから、モニタリングポスト、あるいはリアルタイム線量計、いろんなのがあってその一元的なデータの管理等に関しての問いにつきましては、基本的にはすべて、いわゆる可搬型、あるいは固定式のモニタリングポストについては、約600弱ございまして、それについては、定期的に県のホームページ、今現在は公表してございまして、リアルタイム線量計と呼ばれているものが、県内に約2700ございまして。これについてはす

べて規制庁のホームページ等で公表されております。先ほど申し上げたモニタリングポストのデータもすべて規制庁の方にあがっております、全体として、規制庁の方でデータを管理し公表しているという状況でありまして、今後ともそういうような体制はしっかり維持していくように考えてございます。

なお、今年度さらに、各市町村からの要望がございまして、可搬型のポストあるいはリアルタイム線量計、そういったものについても追加して配備、整備していきたいと思っております。以上でございます。

○事務局

続きまして、安定ヨウ素剤の関係ですが、まず、避難中ということもあって、一時帰還ということで町に入ってきたことに対する1点と、今現在、町に入って作業している方が万が一どうするかという2点ですが、まずは1点目につきましては、こちらにつきましてまさしく検討課題ということで、十分問題意識を持って国の方ともやりとりをしているところで、なるべく早くステップ4の中で整理をしていきたいと思っております。もう一点、今作業をされている方への対応というところですが、これにつきましては、現に各自治体さんで備蓄している中での、いざという時の対応ということになろうかと思いますが、これにつきましても、具体的にどういう場面でどういうふうに配布するのかということも、なかなか詰まっていないところもございまして、こちらについても町さんといろいろ意見を聞きながら考えていきたいと思っております。

なお、今、各町さんで備蓄している中でも、期限切れが間近に迫っているものもありますので、これにつきましては、更新ということも視野に入れつつ、町さんとも今後ご相談していきたいと思っております。以上です。

○議長

よろしいでしょうか。他に皆様からありますでしょうか。

なければ、今後の改正につきましては、手続に沿って最終的に決定をしていくことになります。その手続について事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは事務局より、今後の手続につきまして御説明させていただきます。本日は皆様から様々な貴重な御意見を頂戴しました。本日の御意見、それから会議終了後、皆様のほうから追加の御意見ございましたら、それを頂戴するための照会をしたいと思っております。大変恐縮ですが、その照会につきましては、大至急お送りしますので、今週中に何かございましたら、事務局のほうへお寄せいただければと思っております。

その追加的な御意見、本日の御意見を踏まえまして、修正案を作成したいと考えてございます。その修正案でパブリックコメントをかけて参りたいというふうに思います。なお、パブリックコメントの実施中にありましても、皆様、それから県内全市町村の皆様からも御意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長

それでは、今のスケジュールに基づき、皆様から改めて御意見を頂いた上で、修正案を作成した上で、パブリックコメント等にかけるということでございます。皆様から頂いた御意見を基に作成する修正案につきましては、議長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。それではそのような形で進めさせていただきます。

そういった進め方も含めまして、御意見を頂いたわけですが、モニタリングにつきましても、本計画で反映することや、緊急時モニタリング計画等を作成する段階で反映すること等がございますので、事務局のほうで準備を進めていきたいと思っております。

それではその他の事項といたしまして、2つほどございます。1つは広域避難体制の確率に向けた検討状況、それから2つ目は緊急広報訓練についてということで、事務局から説明願います。

○事務局

原子力安全対策課の阿部と申します。それでは、お配りの資料の中で、参考資料の1、それから参考資料の2、この2つを使いまして御説明させていただきたいと思えます。座って失礼いたします。

まず参考資料の1で、広域避難体制の確立に向けた検討状況でございます。県の地域防災計画原子力災害対策編の中で、県は市町村域を超える広域避難計画を策定するものとしております。これにつきましては、年度内を目途に作業を進めているところでございます。この計画のイメージでございますけれども、広域避難の基本的なフレームを示すものとしておりまして、市町村におきましては、この広域避難計画を踏まえまして、個別に各市町村の避難計画を策定するとともに、要援護者の避難等につきましては、関係機関が連携して個別に対応していくという、広域避難の基本的なフレームを示すといった内容となっております。なお、この広域避難計画が作成されるまでの対応としまして、暫定避難手順というものを案として作成しておりますけれども、これにつきまして今後とも内容を詰めつつ、進めて共有していくようなこととしております。

この広域避難計画の内容でございますけれども、まず「ア」としまして、避難対象区域としましては、暫定重点区域としました13市町村を対象といたします。ただし、現在、全域避難をされている町村さんにつきましては、帰還のタイミングを見計らいながら、帰還のタイミングに併せて計画のほうに反映させていきたいと考えてございます。避難先といたしましては、県内を基本といたしますけれども、県外、特に茨城県などを想定していきたいと考えております。

それから「ウ」の避難ルートにつきましては、現在、避難時間推計シミュレーションというものを別途進めております。これは、避難地区から30km圏外に出るまでの時間につきまして、交通量や道路状況などから所要時間を推定するものでございまして、現在作業を進めているところでございます。そういった結果を踏まえながら、合理的なルートを選択していきたいと考えております。「エ」としまして、避難のケースとしましては、各原発の単独災害の場合、それから同時発災の場合、大きくはそういったケースを想定したいと思えますが、さらに空港でありますとか、避難指示の範囲でありますとか、そういったことについても、先ほどのシミュレーションの中では考慮したうえで最終的に検討していきたいと考えてございます。下の2番にスケジュールを表記しておりますけれども、左側から暫定避難手順というものでございます。これにつきましては、今年の9月に全市町村に避難先となる方部についての案を提示したところであります。方部は具体的に避難先の市町村まで含めて、お示しをいたしまして調整をして参りたいと思えます。具体的には裏面のほうに※の1番というところがございますけれども、それぞれの市町村さんの区域ごとに避難先の方部をお示したところでございます。今後はこれも踏まえつつ、具体的

な避難先の市町村名をお示しをすると。その上で、さらに御意見を踏まえて調整をしていくというところでございます。

表面に戻っていただきまして、真ん中の欄の避難時間推計でございますけれども、現在8月までに様々な条件の整理、それからデータの入手、整理を行ってきたところでございます。この計算結果を踏まえまして、12月からは避難時間を短縮するためにはどうするのか、その辺についていろいろ、避難ルートの検討であるとか、段階的な避難についてなど、検討して参りたいと。そして最終的に広域避難計画に反映していきたいと考えてございます。1番右の広域避難計画につきましては、来月から避難行政区と避難先の施設の具体的なマッチングを市町村さんに御協力いただきながら進めていきたいと思っております。さらに輸送車両をどうするかなどにつきましても、具体的に年度内の策定を進めていきたいと考えてございます。

なお、1番右の欄のところに国の支援体制というのがございます。これは本県のみならず、他の原発立地県におきましても、避難系計画の広域化につきましては、いろいろ課題が多いということでございまして、国ほうに対しまして、支援の要望をしていきているところでございます。具体的には裏面のほうを御覧いただきたいと思っておりますけれども、2番の国の支援体制ということでございまして、道府県から国の方に対しましては、広域になる際の様々な問題点につきましても支援というものを求めております。これに対しまして国は、(2)のところでございますけれども、9月5日に各原発立地地域にワーキングチームを設置し支援するというようにしております。従いまして、このワーキングチームの支援も頂きながら、県といたしましては、広域避難計画の策定を進めていきたいということでございます。

最後に裏面の3番の広域避難計画のイメージということで、ポンチ絵を描いてございすけれども、広域避難計画の中には、できるだけコミュニティーについては維持をしようという考え方がございますので、左側のA町のイメージですと、上側の行政区につきましましては、できるだけB市の中の一つの体育館となるように、分散させないようにというイメージがございます。ただ、住宅のようなコミュニティーにつきましては、やはり分散せざるを得ないということが、真ん中から右側にありますけれども、その場合にあってはできるだけ距離的には近いところに避難をするという感じとなっております。さらに下のほうにいきまして、点線をつないでおります学校、施設、病院などにつきましては、この計画では個別のマッチングは行わず、大きな考え方を踏まえた上で、機関ごとに個別に検討する必要があるだろうということでございます。また市町村さんのほうにおきましては、この計画を踏まえまして、具体的にどこに一時集合場所を設けるかであるとか、どのような形で住民の避難誘導を行うとか、その辺につきまして、具体的な市町村の避難計画を定めていただく必要があるということでございます。以上、広域避難体制の確立に向けた検討状況についてでございます。

続きまして、参考資料2におきまして、原子力防災広報訓練につきまして御説明をしたいと思っております。震災後、県では総合的な防災訓練につきましては、見送ってきたところでございますけれども、今年度から通信訓練については、市町村、関係機関などの御協力のもとに開始をしているところでございます。さらに12月下旬を実施時期といたしまして、原子力広報訓練を開催したいと考えてございます。訓練の目的といたしましては、ここに

ございますように、原子力発電所において新たな事故が発生した場合、周辺の避難が必要となった場合を想定しまして、その区域内の滞在者に対しまして、避難の指示を正確かつ迅速に伝達する体制を確立するというを目的としております。時期については、来月の下旬、実施の対象区域としましては、福島第一、第二の両発電所の5kmを想定していきたいと考えてございます。訓練の内容といたしましては、区域内の滞在者につきまして、市町村の防災行政無線を、それから携帯電話の緊急速報メール、これは緊急地震速報と同じように、その区域の中にある携帯電話にはメールが着信するシステムがございます。それを利用したいと考えてございます。さらに区域内を警ら活動、防火活動されています警察本部さん、それから消防本部さんの広報車両。さらに一時滞在者の携帯するトランシーバー等の手段を利用していきたいと考えてございます。参加機関につきましては、これも現在調整中ですが、県と関係町、オフサイトセンターに協力いただきながら進めていきたいと思っております。内容につきましては、各市町村、警察、消防と具体的に詰めさせていただきたいと考えてございますので、御協力を併せてよろしくお願いたします。

以上、原子力防災に関する情報として御説明させていただきました。

○議長

ただ今の説明に対しまして、皆さんから御質問等ございましたらお願いたします。

広域避難計画策定に向けた状況と、広報訓練ということで2つ御説明させていただきました。いわき市さんお願します。

○館代理（いわき市）

広域避難避難計画のほうで一点お願申し上げたいのですが、当市の場合、これから広域避難計画を策定するにあたりまして、双葉郡内から本市内に現在避難されております2万名近い方々、この方々につきましても、策定にあたっての配慮が必要だと考えております。これにつきまして車両の確保とか、集合場所の設定、それらの問題がございますし、これらの役割分担につきまして、協議等も必要だと思いますので、実施にあたって広域的な調整といった課程から御指導、御協力をお願いできればと思いますのでよろしくお願いたします。

○事務局

はい、御指摘ありがとうございます。いわき市さんにおかれましては、御指摘のとおり課題があるかと思えます。県におきましては、それらの調整の場を検討していきたいと考えております。

○議長

その他、皆様から御意見、御質問ございましたらお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、この2点につきましても、具体的に皆様と協議しながら進めさせていただきたいと思えます、よろしくお願いたします。

それでは、その他全体を通して御意見等ございましたらお願いたします。よろしいでしょうか。事務局からありますか。

○事務局

特にございません。

○議長

それでは、以上をもちまして議事を終了させていただきます。事務局のほうにお返しします。

○事務局

それでは、以上をもちまして、平成25年度第1回福島県防災会議原子力防災部会を閉会いたします。本日はありがとうございました。